

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）募集要項に対する質問への回答（2回目）

令和2年4月13日

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
1	29	3	2	2						募集要項に対する質問の受付及び回答の公表	【様式集及び記載要領に対する質問】 弊社は、これまで「関心表明書」「誓約書」「報告書開示に係る同意書」を提出（令和願念9月3日付）しておりますが、改めて「様式1-1」「様式1-2」「様式1-3」を提出するとの理解でよろしいでしょうか。募集要項39頁の3.4.2④に示された業務を受嘱している親会社をもつ企業の提出方法についても併せてご教示ください。	前段について、「関心表明書」「誓約書」「報告書開示に係る同意書」を提出している場合は、改めて「様式1-1」「様式1-2」「様式1-3」を提出する必要はございません。 後段について、「参加表明書提出に際しての誓約書」（様式4-4）は上記と別様式であることから、募集要項39頁の3.4.2④に示された業務を受嘱している者に該当する場合には提出が必要です。
2	29	3	2	2						募集要項に対する質問の受付及び回答の公表	【様式集及び記載要領に対する質問】 弊社は、募集要項39頁の3.4.2④に示された業務を受嘱しています。「業務を受嘱している者（親会社を有する場合にあっては当該親会社）は、参加表明書提出に際しての誓約書を提出していること」と示されておりますが、この誓約書は「様式1-1」のみであり、かつ親会社が提出した際は子会社の提出を要さないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項39頁の3.4.2④に示された業務を受嘱している者（親会社を有する場合にあっては当該親会社）は「参加表明書提出に際しての誓約書」（様式4-4）の提出が必要です。親会社が提出した際は子会社の提出は必要ございません。
3	32	3	2	5	1)					第一次審査書類の受付 様式集及び記載要領（第一次審査書類用）	様式1-5 守秘義務対象資料（第二次）貸与兼アクセス権申請書 様式1-6 守秘義務対象資料（第二次）貸与兼アクセス権変更申請書 様式1-7 誓約書（第二次） 様式1-8 破棄義務の遵守に関する報告書（第二次） ①コンソーシアムで応募する場合、上記各様式の提出者は、「応募コンソーシアムの代表企業」（＝様式3-2 参加表明書記載の代表企業）のみでよいという理解でよろしいでしょうか？ ※様式1-5の摘要欄にて、「代表者の氏名及び印鑑は、参加表明書に添付する印鑑証明書と一致するもの」とあり、参加表明書自体は、応募企業もしくはコンソーシアム代表企業のみが提出資料であるため、上記と理解しますが、念のため確認させていただきたく存じます。 ②また上記提出後設定される「VDRへのアクセス権限」は、代表企業に対してのみ付与される、との理解でよろしいでしょうか？	①につきましては、各社ごとに提出ください。 ②VDRへのアクセス権限は、各社ごとに付与されます。
4	32	3	2	5	1)					第一次審査書類の受付	様式集 P.2 第1章 1.3.1).②において、「本事業等における役割」を記入することを求められておりますが、第二次審査書類の様式2-1「役割分担及び機関設計」の提案において、応募書類にて記載した役割を変更することは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	32	3	2	5	1)					第一次審査書類の受付	様式集 P.4 第2章 2.3において、原則は片面印刷でしょうか、両面印刷でしょうか。	片面印刷としてください。
6	32	3	2	5	1)					第一次審査書類の受付	様式集 P.5 第2章 2.4において、「提出書類の順序は様式番号の順とし、先頭の様式が1頁目となるように、頁番号を提出書類の下中央に付すこと。」とのことですが、「応募書類」と「資格審査書類」のそれぞれの先頭の様式が1頁目となるのか、「応募書類」と「資格審査書類」の連続で頁番号を付すのか、ご教示ください。	「応募書類」と「資格審査書類」の連続で頁番号を付してください。
7	32	3	2	5	1)					第一次審査書類の受付	第一次審査書類の応募書類、様式3-4においては「協力会社についても記載すること」とあります。ここでいう協力会社とは「本事業等に関し、委託等される者」という定義と認識しています。 ①第一次審査の段階で協力会社を明らかにする意味合いについて確認させてください。 ②現在、応募に向けた検討段階にあるため、現時点で全ての協力会社を確定することは困難です。 したがって、様式3-4に記載した協力会社については、委託等を「予定」している者という位置づけあり、かつ、事業開始後に当該協力会社に委託等を行うことは義務ではないという理解でよろしいでしょうか。 また、第二次審査書類の提出前であれば、協力会社の変更または追加は可能という理解でよろしいでしょうか。 ③様式3-4における協力会社の記載の有無により、第二次審査の評価に影響が生じる項目はございますか。この点についてご教示ください。	①②様式3-4につきましては、修正があった場合に、再提出を求めていますので、変更または追加があった場合は、再提出をお願いします。 ③様式3-4における協力会社の記載の有無につきましては、第二次審査書類と整合させてください(変更または追加による再提出による対応でも結構です)。なお、内容については優先交渉権者選定基準をご確認ください。
8	32	3	2	5	2)					参加資格要件の確認	第一次審査における参加資格要件の確認基準日についてご教示ください。	参加表明書及び参加資格確認申請書提出日となります。
9	34	3	2	8	1)					第二次審査書類の受付	「第二次審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、県に対し第二次審査書類を提出する」とあります。「様式集及び記載要領（第二次審査書類用）」について早期にご開示いただくか、もしくは、用紙サイズ（A4 or A3）と提案項目（記載必須項目）別の枚数制限について先行してご教示ください。	「様式集及び記載要領（第二次審査書類用）」について早期に応募者に開示する予定としています。
10	39	3	4	2	⑭					資格要件	以下に示す業務を受嘱しているものは参加表明書提出に際しての誓約書を提出していることとございますが、誓約書の提出先・提出締切・様式についてご教示願います。	様式集及び記載要領 様式4-4をご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
11	45	4	1	1						県の契約等の承継	承継対象の契約について、運営権者の不利益とならないよう、契約内容が早期に応募者に開示されるとともに、その取扱いについては貴県と協議ができる前提と考えてよろしいでしょうか。	承継対象の契約につき、早期に応募者に開示する予定としています。取扱につきましては、現時点の契約内容を承継する方針です。
12										様式集及び記載要領（第1次審査書類用）様式1-5について	「守秘義務対象資料（第二次）貸与兼アクセス権申請書」の提出主体は代表企業になりますでしょうか。或いは構成員・協力企業も含まれますでしょうか。即ち、同申請書の提出に際し「代表者の氏名及び印鑑は、参加表明書に添付する印鑑証明書と一致するもの」とされていますが、参加表明書（様式3-2）は代表企業のみが提出するという理解です。本質問に関しては速やかにご回答を頂けますようお願い致します。	「守秘義務対象資料（第二次）貸与兼アクセス権申請書」の提出主体は応募企業及びコンソーシアム構成員となります。様式1-5及び1-6における注記について「代表者の氏名及び印鑑は、参加表明書（コンソーシアム構成員にあっては委任状）に添付する印鑑証明書と一致するもの」への読み替えをお願いいたします。

※重複する質問については、統合しています。